

パナソニックAD裁判闘争を勝利させる会

ニュース (No.14 発行 2018 年 10 月)

〒530-0034 大阪市北区錦町 2-2 国労大阪会館 3 階

会長 (パナソニック革新懇代表世話人/大阪のうたごえ協議会会長)

岡邑 洋介 TEL/FAX 06-6998-9260 携帯 090-8168-9347

事務局 (電機・情報ユニオン大阪支部執行委員長)

西野 健一 TEL/FAX 06-6354-7237 携帯 090-9714-8780

パナソニックアドバンステクノロジーの人権侵害 3 裁判

裁判傍聴のお願い

社長の「殺すぞ」で精神障害

10 月 12 日 (金) 16:00～ 大阪高裁 82 号法廷

パワハラ労災裁判 (判決)

パワハラで発病後も嫌がらせ

10 月 23 日 (火) 13:15～ 大阪地裁 809 号法廷

安全配慮義務違反裁判 (第 1 回期日)

不当解雇裁判：解雇無効の勝利判決！！

会社が 8 点も並べた懲戒解雇事由が、1 件足りとも客観的合理的理由がないと断罪。
暴行罪で起訴猶予された上司からの被害を警察へ届出したことまで懲戒解雇理由。

パワハラ労災裁判：10,768 筆 (団体 1,042 筆、個人 9,726 筆)

不当雇裁判：10,746 筆 (団体 1,030 筆、個人 9,716 筆)

多数の署名のご支援
ありがとうございます

勝訴

不当解雇裁判

判決直前：パナソニック AD 当事社長らの「殺すぞ」パワハラ労災裁判

… 労働局・労働基準監督署・裁判所は誰のため、何のためにあるのか？

① 「殺すぞ」「しばき倒すぞ」が「業務指導の範囲内」？！

パナ AD の当時社長や幹部 5 人は、同社従業員の S さんを社長室で取り囲み、何十回も机を叩き付けながら「殺すぞ」「しばき倒すぞ」「我が社にいただけで恥や」「この会社に居る必要ない」「人間力ゼロ」など 100 件を超える暴言を浴びせました。その後も S さんへのパワハラが続き、S さんは精神障害を発症しました。

S さんは、発病後も頑張って仕事を続けましたが、休職を繰り返す様になり、労災申請を行いました。ところが、北大阪労働基準監督署長は、この程度は「業務指導の範囲内」とし、労災と認めませんでした。

大阪地方裁判所（内藤裕之裁判長）は、パワハラと認めました。しかし、通常、パワハラはストレスの強さが「強」とされるのに、「中」とした上、北大阪労働基準監督署長が病気は治っていないと判断していたにも関わらず、病気は治っているとし、労災と認めませんでした。S さんは、今も通院治療を続けています。

② 向精神薬を譲渡されているのに治療ではない？！

向精神薬は「麻薬及び向精神薬取締法」により、治療目的以外で譲渡することはできません。しかし、労災を認めたくない国（大阪労働局）は、向精神薬が譲渡されていても治療ではないと主張しています。

③ 労災申請をパナ AD に抑制させる不正な助言！！

北大阪労働基準監督署の副所長 2 人が、パナ AD の労災の相談時に「個人で申請させることは避けてほしい」と助言した議事録があることがわかりました。

本来、労災の申請権は個人の権利です。北大阪労働基準監督署は、その申請権をパナ AD に抑制させる助言をしていたこととなります。

④ 労災認定を妨げるために不適切に取扱われている医療情報

パナソニック健康保険組合は、患者である S さんの医療情報を、S さんの同意も得ず、第三者に提供していたこと、それも労災認定を妨げるために提供したことが明るみにでました。大阪府守口保健所と近畿厚生局保険課は、パナ健保に対して、S さんの医療情報の取扱いが不適切であると、文章で行政指導しました。

労災申請を行うと、労働基準監督署は、医療情報を収集して労災であるか調査を行います。「労災保険法令」では、医療情報は文書を使って収集することを義務付け、医療情報は厳格に取り扱う様、閣議決定でも示されていました。ところが、北大阪労働基準監督署は、不適切に取扱われたパナ健保の医療情報だけを文書もなしに収集していたことも明るみにでました。

S さんは、20 年以上、パナ AD でまじめに働き、日米で特許も取得しています。人物評価でも高く評価されていたことが、パナ AD が提出した証拠で明らかになりました。ところが、労災認定を妨げるために不適切に取扱われているパナ健保の医療情報には、S さんの人格を批判する多数の記載があり、労災を認めたくない国（大阪労働局）は、この医療情報を用いて S さんが元々問題を抱えた人物だと主張しています。

⑤ パソコンを取り上げて労災の立証を妨害！！

パソコンに格納された過去の業務の技術ノウハウは、技術者にとって命と言えるものです。ところが、パナ AD は、労災申請後に職場復帰した S さんに、それまで使っていたパソコンを使用させませんでした。パナ AD はその理由の一つとして、「労働基準局の人たちと話し合った結果でそうしている」と説明しています。

技術者から命と言える技術ノウハウを取り上げ、会社と労働行政が結託して、労災の立証を妨げるなど許されません。